

こころ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 こころ株式会社(以下「事業者」という)が開設するこころ訪問看護ステーション(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のスタッフが、居宅において、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「サービス」という)の必要を認めた利用者に対し、介護保険及び医療保険に基づく適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所のスタッフは、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように療養上の目的を設定して支援する。
- 2 サービスの実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こころ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目29-16

(スタッフの職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務するスタッフの職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所のスタッフの管理及びサービス等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。
- (2) スタッフ 看護師は常勤換算2.5名以上を配置する。
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置する。
スタッフは、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日(土日、祝日、年末年始は12月30日から翌年1月3日を除く)
- (2) 営業時間は9時から17時までとする。
- (3) 24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適正な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、利用者の希望をうかがい、スタッフが心身の状態を判断して、主治医の指示書及び介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に沿って訪問看護計画書を作成して利用者へ提供し、サービスを実施する。

(サービスの内容及び利用料等)

第7条

- 1 サービスの内容は次のとおりとする。
 - (1) 病状の観察(血圧、体温、脈拍、呼吸等)
 - (2) 清潔の保持(清拭、洗髪、手浴、足浴、陰部洗浄、入浴介助、爪切り、髭剃り等)
 - (3) 床ずれの予防と処置
 - (4) カテーテル等の管理、(胃ろうチューブ、尿道カテーテル、酸素吸入、気管カニューレ等)
 - (5) 服薬管理
 - (6) 食事栄養指導管理
 - (7) 排泄の介助・管理
 - (8) 医師の指示による処置・管理(点滴等)
 - (9) リハビリテーション
 - (10) ターミナルケア(終末期のケア)
 - (11) 介護者の支援、介護方法の指導や不安やストレスに対するケア、看取り後の遺族ケア
- 2 サービスを提供した場合の基本利用料は、医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額を基準によるものとし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。サービスを提供するうえで別途必要になった費用は、その他の利用料として利用者から受けるものとする。

- 3 事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書及び領収書を交付する。
- 4 次条の通常のサービスの実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。医療保険を利用の場合は、1回の訪問につき200円とし、月額合計2,000円までとする。
- 5 死後の処置料は、20,000円とする。
- 6 利用者が訪問予定当日にサービスの利用をキャンセルした場合、キャンセル料として1,000円を支払い受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、王寺町、三郷町、河合町、斑鳩町、上牧町、平群町、広陵町、香芝市、大和高田市、生駒市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合、事業所は事前の打ち合わせに基づき、速やかに家族、主治医又は事業所の協力機関等に連絡を行い、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第10条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するためのスタッフに対する研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情受付体制の整備。
 - (3) その他虐待防止のための必要な措置と担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に事業所のスタッフ又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第11条

- 1 スタッフは社会的使命を十分認識し、事業所はスタッフの資質の向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 事業所及びスタッフは、業務上知り得た秘密を守ることを義務とする。スタッフでなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨をスタッフとの雇用契約の内容に含むものとする
- 3 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、サービス提供開始から5年間保存する。
- 4 事業所は、すべてのスタッフに対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 7 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規定は、令和4年 3月1日から実施する。

令和4年 4月1日 一部改正

令和4年10月1日 一部改正(第3条 第2項の規定を施行するものとする)